

スマホ用電子証明書を使ったコンビニ交付

問 市民課 ☎ 62-1233

マイナンバーカードを用いてスマートフォンに電子証明書を搭載することができます。

4月1日から、スマホ用電子証明書搭載サービスを利用することにより、スマートフォン一つでコンビニで住民票の写しおよび印鑑登録証明書を取得できるようになりました。

【取得可能店舗】 ファミリーマートおよびローソン（4月1日現在）

スマホ用電子証明書については、デジタル庁 HP をご覧ください。



デジタル庁 HP

コンビニ交付手数料の引き下げ

問 市民課 ☎ 62-1233

宿毛市制 70 周年記念事業として、1 年間の期間限定で、市役所 1 階ロビーおよびコンビニエンスストア等の店舗内に設置されているマルチコピー機から取得する住民票の写しと印鑑登録証明書の交付手数料を、350 円から 200 円に引き下げます。詳しいことはお問い合わせください。

期間 4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

利用時間 6時30分～23時（12月29日～1月3日、システムメンテナンス日を除く）

※市役所に設置されたものは市役所の開庁時間に限りです。

持参物 利用者証明用電子証明書（数字4桁の暗証番号）が搭載されたマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書が搭載されたスマートフォン

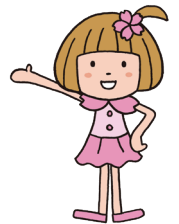
※マルチコピー機を設置していない店舗では利用できません。

※スマホ用電子証明書が搭載されたスマートフォンの使用は、ファミリーマートおよびローソンでの使用に限られます（4月1日現在）。

※利用者証明用電子証明書の暗証番号を忘れた場合やロックがかかった場合は、ご本人がマイナンバーカードと本人確認書類を持参のうえ、市民課、中央支所、東部支所または小筑紫支所にて手続きをお願いします。

※コンビニ交付で取得した住民票の写しなどに請求誤りがあった場合、返金できません。

※住民票に異動があった場合、反映に時間がかかることがあります。



水道料金の基本料金等の減免期間延長

問 水道課 ☎ 62-1248

物価高騰支援策として、令和5年8月分～令和6年2月分の水道料金の基本料金等の減免を実施していましたが、引き続き令和6年7月分まで延長することが決定しました。

減免期間は「水道使用量のお知らせ（検針票）」に記載された金額から基本料金等を差し引いた額を請求させていただきます。水道料金が基本料金等のみの方は請求額が無料となり、納付書の送付および口座振替はありません。

減免期間 3月分～7月分（4月～8月請求分）の5カ月間



休日市税納付窓口の廃止

問 税務課 ☎ 62-1239

3月24日（日）をもって、毎月第4日曜日に実施していた休日市税納付窓口を廃止しました。

コンビニ納付および共通納税が普及し、休日の納付手段が確保されたことにより、休日市税納付窓口の利用数が激減したため、廃止しました。

時間外および休日の納付についてはコンビニで納付するか、納付書の二次元コードまたはバーコードを利用してスマホアプリ等にて納付してください。

※使用の際は納付書表面にあるコンビニ使用期限をご確認ください。